



平成 30 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 大 幸 薬 品 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 柴 田 高
(コード番号：4574 東証第一部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 吉 川 友 貞
(TEL. 06-4391-1123)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定し、またこれに伴い、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 72 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化によるコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することと致しました。

(2) 移行の時期

平成 30 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 30 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 30 年 6 月 28 日

以 上

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>8</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">2～3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">2. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は<u>6</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">2～3 (現行通り)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">2. (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。 <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 <u>る。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役（監査等委員である取締役に限る。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>(期末配当及び基準日)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>(中間配当及び基準日)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第31条 (現行通り)</p> <p>(期末配当及び基準日)</p> <p>第32条 (現行通り)</p> <p>(中間配当及び基準日)</p> <p>第33条 (現行通り)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第34条 (現行通り)</p> <p>附則</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第72回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条の定めるところによる。</u></p>